

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所 伊賀市●●●●

氏名 ● ● ●

2 請求書の受理

(1) 請求書の収受

令和8年2月2日に伊賀市職員措置請求書が提出され、形式的要件を具備していると認め、同日これを収受した。

(2) 請求書の補正

本件請求において、請求人が請求の対象とした財務会計上の行為について、財務会計法規上の義務に違反するものであることの理由が述べられていないため、同月5日付けで文書により補正を求めたところ、請求人から同月12日に補正書及び事実証明書⑭が提出された。

(3) 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同月18日にこれを受理した。

3 請求の内容

（誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は原文のまま記載。請求書に掲載された事実証明書は省略。）

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

伊賀市長 稲森 稔尚

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為

「青山保健センター利活用の可能性検討業務委託」（別紙、事実証明書①）と「青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会報酬及び旅費」（別紙、事実証明書②）としての公金支出

(3) 違法かつ不当とする理由

伊賀市自治基本条例は、自治の原則を定めたものであり、第15条には、（計画策定における市民参加の原則）として次のように定められています。

「市は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定及び見直しに際しては、市民の参加を図らなければならない。」

また、伊賀市自治基本条例第 44 条では（市長の責務）として次のように定められています。

「市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」

そうであるのに、岡本栄前市長とその政策を引き継ぐ稲森稔尚市長は、この条例第 44 条に定められた「公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」に違反して公金を不当に支出しました。

ついては、以下に「公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」に違反となる事実を詳述します。

① 伊賀市公共施設最適化計画のルールに反して「伊賀市青山保健センター利活用に関する意向調査」に公金を支出したこと

ア 青山保健センターの利用者の実態を無視したこと

青山保健センターの歩行訓練用温水プールの機能については、青山保健センターの開設案内のパンフに、「寝たきり予防に効果のある水中歩行訓練用の温水プールを整備しました」と書かれていますように、歩行用温水プールは、高齢や身体的に病弱な人に過重な水圧がかからないように 105cm の深さに設定されており、レーン幅も障がい者や障がい児の介護をする人が並行して歩行できるような広い幅となっています。体の不自由な人が車椅子でプールに入ることを可能にするスロープも水中まで設備されており、レーンを区切る設備は手すりも機能訓練ができるステンレス製の柵が施されています。床は滑って転倒しないようなタイルが張られています。このように青山保健センターは全国的に数少ない貴重な機能を持った公共性を有する施設として国からの起債をうけて建設された施設です。

そして、青山保健センターの利用者の 80%（2022 年度）は高齢者と身体障がい者と障がい児です。特に歩行訓練用温水プールを利用している人たちは、手術後、医師の指示を受けて身体機能の回復のために利用している高齢者や、日常生活の維持に必要な身体的機能の低下を防止するために利用している身体障がい者や、他の民間施設のプールでは利用が困難で療育を受けるために利用している障がい児などです（別紙、事実証明書③ 地方紙 YOU「実情に応じた判断を」の記事）。

このように、他の民間施設では代用のきかない機能を有する施設です。

人の健康・福祉に関わる事業を、営利が伴ってはじめて機能する市場原理を当てはめることは間違いであることを自明のことであるのに、岡本栄前市長は青山保健センターの利用実態を無視して、利用者の意見を聞くことなく、施設の運営は「市場原理が働く領域」（別紙、事実証明書④ 伊賀市公共施設最適化計画 63 ページのマトリックス図）と誤った判断をして、伊

賀市青山保健センター利活用に関する意向調査（以下「サウンディング調査」と記します。）に公費を費やしました。これは、（計画策定における市民参加の原則）と（市長の債務）である「公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」に反した不当な行為です。

イ 伊賀市公共施設最適化計画では、市民利用者の意見を踏まえると明記されているのにそのルールを無視

伊賀市公共施設最適化計画

<https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3515/saitekikakeikaku.pdf> では、市民と利用者の意見を踏まえることについて、8・43・44・48・51・52・63・65 ページの各ページには、次のことが明記されています。

8 ページ＝「地域住民のみなさんの意見を踏まえて決定していきます」

43 ページ＝「アンケート結果」

「施設を利用する市民の側に立って考えてほしい」

「実態をみて行う」

44 ページ＝「アンケート結果」

「施設の統廃合などについては、施設利用者の立場を重視すべきとの意見が最も多くなっています」

48 ページ＝「(3) 青山地区における意見交換会の様子」

「57名、8グループから170件のご意見をいただきました」

51 ページ＝「アンケート結果」

「施設の統廃合などについては、施設利用者の立場を重視すべきとの意見が最も多くなっています」

「将来世代への負担回避のための方策については、概ね賛成の傾向がみられますが、『施設の長寿命化』『民間に施設の運営・管理を委託』『施設使用料の見直し』については、実施すべきでないとの意見も多くなっています」

52 ページ＝「市民のみなさんの意見を踏まえつつ、公共施設最適化計画に向けた取組みを進めていきます」

63 ページ＝「職員の意識や事務経験、又は感覚によって左右される恐れがあります。点検の結果を施策に反映するためには、事務事業に関わる数値化された基礎データをしっかり把握したうえで、市民参加による意見の反映や、協働のまちづくりに対する市民意識の状況を踏まえながら、所管部局で十分に検討」

65 ページ＝「【市民からの意見、多様な意見の集約の必要性】」

このように「市民と利用者の意見を踏まえ」ることが明記されているにも

かかわらず、このルールに違反して利用実態を無視して、一方的に青山保健センターの運営の民間への移行を決定してサウンディング調査に公金が支出されました。

なお、プールの閉鎖が「突然の閉鎖」であることは、伊賀市が2023年6月8日の青山保健センターでのプール閉鎖の説明会で伊賀市の案内文に「突然の閉鎖でご迷惑をおかけすることを心よりお詫び申し上げます」と認めていることが報道されているとおりです(別紙、事実証明書⑤ 2024年4月13日地方紙YOUの記事)。

ウ 伊賀市公共施設最適化計画の必要な機能をなくさないというルールに違反

伊賀市公共施設最適化計画

https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000003/3515/saiteki_kakeikaku.pdf では、必要な機能をなくさないことについて、6・7・8・9・10・29の各ページで、次のように明記されています。

この意味するところは、必要な機能を有する施設の運営の主体は伊賀市が継続することであり、運営主体を民間に移譲することではありません。

6 ページ＝「必要な機能がある場合には、その機能を他施設に移転する(放課後児童クラブなど)」

7 ページ＝「・Remix(機能の複合化)により必要な機能の維持を図る」

8 ページ＝「・本表に記載している総量目標は、施設(ハコモノ)の縮減目標を示したものであり、機能(サービス)の廃止などを意味しているものではありません」

9 ページ＝「複合化:他施設への機能移転や、他施設からの機能統合を検討していく施設(支所と周辺施設など)」

10 ページ＝「③コミュニティ圏域を越えた利用が含まれている場合、支所圏域施設又は全市域施設に機能移転(複合化)する」

29 ページ＝「必要な機能を維持しつつ、施設の総量縮減を図るための手法である複合化を通じた地区別の施設最適化」、「・建物の保有と実施している機能(サービス)を分けて考え、必要性の高い機能については、周辺施設への移転などを行うことで持続していきます(建物と機能の分離)」

このように「必要な機能」を有する施設については、「機能の維持を図る」・「機能(サービス)の廃止などを意味しているものではありません。」と明記されているにも関わらず、歩行訓練用温水プールを含む青山保健センターの運営を行政から民営に移譲することは、伊賀市公共施設最適化計画のルールに反するものであり、民間の利活用を目的としたサウンディング調査に公金を支出することは違法です。

エ 伊賀市議会の全議員により採択された請願第 22 号を無視した不当性
2023 年 12 月 11 日の伊賀市議会での岡本栄前市長の答弁

岡本栄前市長は、2023 年 12 月 11 日の伊賀市議会で、不公平な基準を根拠にして「施設が 1 人 10 万円かかっている」という悪宣伝をして、「残すべきと考えるなら財源を示してください。」と答弁しています。その実際の発言内容は次のとおりです。

○市長（岡本 栄君）

返す返す申し上げておきますけれども、じゃあ皆さんとともに議決して、その施設が 1 人 10 万円かかっている、その出費の蓋然性というか妥当性というのは皆さんがどう評価されるかということをお尋ねしたいなと思うぐらいのものでありまして、それでよければ続けるというのであれば、また考え直せばいいんですけど、その状況は変わるものはないと私は思っております。多くの市民さんがどのようにご理解されるのか、私は市民の一人としては、あり得ないなというのが正直な感想です。

○市長（岡本 栄君）

ご提案は結構だと思いますが、それでは財源をどうされるのかという提案をしていただきたいと思います。

○市長（岡本 栄君）

申し上げているとおり、利用者の方に対して 10 万円を負担するということの意義と、それから私たちは、廃止しますよとだけ言ってるんじゃないくて、代替案を出しているし、施設そのものについても民間で受けて続けてくれるのなら、それはそれでというご提案申してるはずですから、今日明日からなくなるというふうな、何もなしに閉鎖してしまうというような認識では少し違うのかなというふうに思いますし、申し上げたように、財源計画というのがあればぜひご提案をいただきたい。

（出典＝伊賀市ホームページ 伊賀市議会／会議録検索システム

[http://www.kensakusystem.jp/iga-s/cgi-](http://www.kensakusystem.jp/iga-s/cgi-bin/SpkChoice3.exe?6t5y8felxofi3mfzvc/R051211A/%8E%73%92%B7%81%69%89%AA%96%7B%89%68%8C%4E%81%6A)

[bin/SpkChoice3.exe?6t5y8felxofi3mfzvc/R051211A/%8E%73%92%B7%81%69%89%AA%96%7B%89%68%8C%4E%81%6A](http://www.kensakusystem.jp/iga-s/cgi-bin/SpkChoice3.exe?6t5y8felxofi3mfzvc/R051211A/%8E%73%92%B7%81%69%89%AA%96%7B%89%68%8C%4E%81%6A))

オ 「1 人 10 万円」という不公平な印象操作

岡本栄前市長はプール閉鎖の理由として、2023 年 11 月 7 日の第 3 回の説明会で私たちに次のようにコメントしました（別紙、事実証明書⑥ 《市長からのコメント》）。

「一人当たり 10 万円の経費がかかっており他の同等の施設と比べると破格の経費を投じています。この施設は全市民のための公共施設であり、

特定の方のみのために運営継続のための担保はできません。」

「市民全体に使う費用をこのまま青山保健センター利用者という特定の方のみに費用を捻出していくことは、他の市民に対し申し訳が立たず許されないことと考えるので閉鎖することに変更はありません。」

そこで、請求者らが2024年3月26日に文書で「青山保健センターと同じ算定方法で他の同等の施設における一人当たりの経費はいくらか」との質問に対して、2024年4月24日付け伊健推第61号で、次のように回答してきました（別紙、事実証明書⑦の1・⑦の2 【質問7】に対する伊賀市からの回答）。

「市内にプールを有した同等の保健センターは、他にはありませんので算出することはできません」

しかし、この回答が虚偽であることは、伊賀市がホームページで公表している「事務事業成果報告書兼各種決算に係る主要施策の成果報告書」<https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12428/jimu5.pdf> に、どの施設においても「市民一人当たりのコスト」が公表されている事実からして明らかです。

そして、なによりも看過できないことは、「事務事業成果報告書兼各種決算に係る主要施策の成果報告書」によれば、プールを有する青山保健センターと、プールを有していない他の保健センターとを比較した場合、プールを有する青山保健センターの「市民一人当たりのコスト」が2022年度は326円（別紙、事実証明書⑧の1）、いがまち保健福祉センター266円（別紙、事実証明書⑧の2）、阿山保健福祉センターは251円（別紙、事実証明書⑧の3）が示すとおりであり、他の施設と比べて「破格の経費」を要していないことが示されているのに、青山保健センターだけに対して、利用延べ人数ではなく、利用実人数を調査して236人を割り出し、その236人で2,340万円の管理運営経費を割って一人当たり10万円要するとして、破格な額の公金を消費しているということを議会で悪宣伝をして私たちの心を傷つけたことです。こんな行為のどこが「公平・公正かつ誠実に市政を執行」と言えるのでしょうか。

客観性と公正性が伴わないデータを根拠に伊賀市公共施設最適化計画のルールに違反し民間の利活用を企画した不当な公金支出は裁量権の濫用です。

カ 請願第22号の全議員による採択

岡本栄前市長が伊賀市議会で、青山保健センターを継続させるなら財源を示せという趣旨の答弁をしたことは、2024年2月1日発行の「伊賀市議会だより」でも次のように記載されています。

（出典＝伊賀市議会だより2024.2.1号）（議会だよりの写し省略）

そこで、本請求者が共同代表の一人として、2024年2月15日に一人当たり10万円の財源の根拠を示して、「青山保健センター運動施設の資産を行政財産として保有してプールを含む運動施設の継続について（請願）」を提出し（別紙、事実証明書⑨の1・⑨の2・⑨の3）、2024年3月22日に全市議会議員により採択されました（別紙、事実証明書⑩）。

請願書には、市場原理に委ねることに反対であることを明確にするために次のことを記しました。同時に、そのことをより明確にするために表題に「青山保健センター運動施設の資産を行政財産として保有」と冠しました。（「請願書写し」省略。事実証明書⑨の1と同じ。）

「プールの利用は、『ある特定の興味を持っている市民』、『無くても困るものではない』、『市場原理が働く領域』、『行政の関与をそれほど必要としない』のいずれにも該当しませんので、この市長の認定は根本的に誤っています」

（「請願書写し」省略。事実証明書⑨の2と同じ。）

そして、インクルーシブ社会の理念を尊重されることを次のように請願しました。

（「請願書写し」省略。事実証明書⑨の3と同じ）

しかし、岡本栄前市長は、伊賀市議会で「残すべきと考えるなら財源を示してください。」と自分で公言しておきながら、その約束を反故にして、伊賀市議会で採択された請願を再検討することなく、一方的に青山保健センターのプールを閉鎖してしまいました。

公共施設最適化計画のルールに違反し、「公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」の条例を遵守せず、市場原理が働く領域という誤った判断をそのまま持続して、サウンディング調査を実施して不当な公金を支出しました。

② 公募型プロポーザルのための公金支出は不当

ア サウンディング調査では、市場原理に適しないと判明

サウンディング調査の結果、青山保健センターの運営は市場原理が働いていない領域であることは、民間会社の次の意見で明らかにされました（別紙、事実証明書⑪の1・⑪の2）。

「介護保険制度や自費利用も含めた、高齢者介護予防の活用。名張市を含め、現在要支援者が利用できる施設が極端に少なく、要支援者を受け入れるサービスが少ない。」

このように、人間の健康・福祉に関わる事業は、営利が伴ってはじめて機能する市場原理が働く分野ではないことが明らかにされているのに、稲森稔尚市長は、岡本前市長と同様に民間の利活用実現を目指し、公募型プ

ロポーザルを進めるための委員報酬と旅費を支出しました。この方式により公募しましたが応募業者はありませんでした。

当初から伊賀市公共施設最適化計画のルールに違反した失政による不当な公金支出です。

イ 言行不一致の稲森市政

稲森稔尚市長の就任の所信表明では次の a b c d のことを述べられました。

稲森稔尚市長はこのご自身の市長就任の所信表明に違反して、岡本前市長の伊賀市公共施設最適化計画のルール違反をそのまま引き継いで、公募型プロポーザルを進めるための公金を支出しました。

- a 「大きな溝ができてしまった市長と市民の『つながり』を結びなおさなければなりません」
- b 「市長が持つ大きな権限は『市民からお預かりしたもの』ということを強く意識します。また、市長自らが出向く姿勢を心がけて・・・」
- c 「なによりも社会の中で弱い立場にある人たちに寄り添うことは行政の基本です」
- d 「行政が責任をもって行うべきことは行政が行うこととし、・・・」
（「市長就任あいさつ」省略）

【所信表明 a の矛盾について】

岡本前市政時における市長と私たち利用者との関係は、市からの一方的な押し付けという関係でした。公共施設最適化計画では利用者意見を踏まえることが明記されていますが、今まで、私たち利用者の意見が踏まえられたことはありませんでした。市の一方的な押し付けの市政は稲森市長も同じです。

【所信表明 b の矛盾について】

岡本前市政時には、「一人当たり 10 万円」という算出方法にみられるように恣意的で不公平・不平等な対応により、裁量権の逸脱・濫用がまかりとおりました。

請願の無視についても、岡本前市長自らが「残すべきと考えるなら財源を示してください」と言いながら、それを無視する専制的な行政運営でしたが、説明会と称して市が決定したことを押し付けるだけの稲森市長も岡本市政と変わるところはありません。

【所信表明 c の矛盾について】

私たちは、稲森新市長の言う「社会の中で弱い立場にある人たちに寄り添う」という上から目線の姿勢に同意するものではありませんが、市民が被る社会的ハンディをなくすことは、行政の責任であり基本であることは 100% 同じ意見で、青山保健センターの利用者がその該当者

であることは客観的な事実です。ところが稲森市長は、口ではそう言いながら、障がい者・障がい児・高齢者が健康で生きることが保障される機会を行政施策から排除しました。

【所信表明 d の矛盾について】

公募型プロポーザルによって青山保健センターの運営を民間業者に譲り渡すことは、稲森市長の言う「行政が責任を持って行うべきことは行政が行うこと」と全く矛盾します。青山保健センターの運営について、民間活力を導入するためのサウンディング調査では、逆に、民間に運営を移譲することには適していないことが明らかになりました。

以上のとおり、稲森市長は公言されたことを翻して岡本栄前市長の失政をそのまま引き継ぎ、不当な公金を支出しました。

③ 「公平・公正」の原則の違反について

ア 改修費を理由に民間に移譲されることについて

伊賀市公共施設最適化計画 33 ページには、青山保健センターの改修費は2億7千万円、建替え費は4億9千万円と記されています。

青山保健センターと同様の施設の改修費と建設費について、31 ページには「いがまち保健福祉センター 改修費7億1千万円、建替え費12億7千万円」、「ふるさと会館いが（ホール機能の廃止） 改修費7億1千万円、建替え費11億4千万円」と記されています。33 ページには「青山ホール 改修費5億6千万円、建替え費9億円」と記されています。37 ページには「阿山保健福祉センター 改修費5億8千万円、建替え費10億5千万円」、「あやま文化センター（ホール機能の廃止） 改修費3億6千万円、建替え費5億7千万円」と記されています。39 ページには「山田診療所（大山田保健センター） 改修費2億1千万円、建替え費3億8千万円」と記されています。

さらに、2021 年度には、いがまち保健福祉センターでは、639 万円で施設の改修が実施されています。2024 年度には、阿山 B & G 海洋センタープールが B & G 財団から 3,000 万円の助成を受けて、市費 7,925 万円を投じてリニューアルされています。

このように青山保健センターの2億7千万円の改修費だけを理由に民間に運営を移譲し、他の施設は伊賀市が運営の主体として継続とされるのは、「公平・公正かつ誠実に市政を執行」に違反します。

イ 老朽化を理由に民間に移譲されることについて

2004 年に建設された青山保健センターのプールは、経年劣化が理由で閉鎖されたが、一方で、2004 年以前に建設された施設として、1978 年（島ヶ原支所）、1992 年（山田診療所（大山田保健センター））、1994 年（ふる

さと会館いが)、1997年(いがまち保健福祉センター)、1999年(阿山保健福祉センター)、2001年(大山田公民館)、2003年(大山田福祉センター)がありますが、これらの施設は、経年劣化が見込まれても閉鎖されることなく継続されています。

このとき、青山保健センターだけが老朽化を理由に民間に運営を移譲し、他の施設は伊賀市が運営の主体として継続とされるのは、「公平・公正かつ誠実に市政を執行」に違反します。

ウ 虚偽の理由で伊賀市の運営を放棄するための公金支出は不当

稲森市長は、次のように主張してプールを閉鎖して、公募型プロポーザルの採用を正当化しています。

「本件プールは、施設利用開始から20年が経過し、設備の耐用年数経過や劣化により、安全安心に運営することが難しいことから令和6年3月で閉鎖(休止)したものである」(保健施設閉鎖処分決定取消等の裁判 伊賀市の答弁書)

この主張が虚偽であることは、次のa b c のことから明らかなことです。

a 2023年11月8日のアンケート用紙では、2025年3月31日まで、プールを継続する設問があり、2024年3月31日をもって閉鎖しなければならないほど安全性が損なわれた状態ではなかったことを示しています(別紙、事実証明書⑫ アンケートの詳細①は、プールを含む全館使用)。

b 岡本栄前市長が、2023年11月20日にプール閉鎖の決裁の後の2023年12月11日の伊賀市議会本会議で、「青山保健センターの施設を残すなら財源を示せ」という趣旨を公言しており、このことは『伊賀市議会だより2024. 2. 1号』にも掲載されています。安全安心に運営することが難しいから閉鎖とは述べられていません。

c プールが閉鎖された2023年3月31日まで、安全安心に危惧することなくプールは使用されていました。危険だから閉鎖しなければならないという状況ではありませんでした。

このような虚偽を理由にして、民間の利活用と称して公金が支出されることは不当です。

エ 役目を終えたという稲森市長の認識の誤り

高齢化社会がますます進む今日、青山保健センターは益々必要とされる施設であり、市場原理の働く領域でないことがサウンディング調査と公募型プロポーザルの応募がなかったことから明らかにされました。

そうであるのに稲森市長が、青山保健センターの「施設は使命を果たした」(別紙、事実証明書⑬)という認識で休止することは、全く現状を理解していないことを吐露するものです。こんな認識でサウンディング調査の結果を受け止めているとすると二重に過ちを犯していることとなります。

(4) 伊賀市に生じている損害

「青山保健センター利活用の可能性検討業務委託」に支払われた 2,858,900 円と「青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会報酬及び旅費」に支払われた 51,256 円が公金として支出された損害

(5) 求める必要な措置

次の 3 点の措置を求めます。

- ① 市長に不当な支出額の返還を求める。
- ② 市長に障がい者と障がい児に対する差別行政をやめることを求める。
- ③ 市長が公言したことは誠実に履行することと、言行不一致な行政執行することがないようにするため、市長に伊賀市自治基本条例第 44 条（市長の責務）「市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」を遵守することを求める。

事実証明書類（添付資料）

- ① 青山保健センター利活用のための可能性検討業務委託設計業務等委託契約書（写し）
- ② 青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会報酬及び旅費合計（写し）
- ③ Y O U 掲載記事「実情に応じた判断を 伊賀 青山保健センター運動施設」
- ④ 伊賀市公共施設最適化計画 63 ページ
- ⑤ Y O U 掲載記事「青山保健センター 運営継続の請願採択も 3 月末にプール廃止（2024. 4. 13）」
- ⑥ 市長からのコメント
- ⑦ の 1、2 質問に対する伊賀市からの回答（関係箇所抜粋写し）
- ⑧ の 1 事務事業成果報告書兼各種決算に係る主要施策の成果報告書 青山保健センター管理経費
- ⑧ の 2 同 いがまち保健福祉センター維持管理経費
- ⑧ の 3 同 阿山保健福祉センター維持管理経費
- ⑨ の 1～3 青山保健センター運動施設の資産を行政財産として保有してプールを含む運動施設の継続について（請願）（写し）
- ⑩ 請願の審議結果について（写し）
- ⑪ の 1、2 伊賀市青山保健センター利活用に関する意向調査結果報告書一部抜粋
- ⑫ 2023 年 11 月 8 日のアンケート 一部抜粋
- ⑬ 新聞掲載記事「青山保健センター休止 市、廃止前提に 3 月末で」

4 補正書の内容

(誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は原文のまま記載。)

2026年2月2日に提出の「伊賀市職員措置請求書」について、違法かつ不当とする理由の補正を求められました。

つきましては、「(3)違法かつ不当とする理由」として、下記のとおり地方財政法第4条及び同法第8条違反として、「④地方自治法第244条第3項に違反した支出は会計法上の違法」を補正します。

記

- ④ 地方自治法第244条第3項に違反した支出は会計法上の違法
地方自治法第244条第3項では次のように規定しています。

「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」

青山保健センターは地方自治法第244条第3項にいう「公の施設」であるから、地方自治体の長は、住民の利用に資する「公の施設」である財産の管理と処分において、地方財政法第4条及び同法第8条を遵守し、「不当な差別的取扱い」をしてはなりません。

ところが、稲森稔尚市長は、この「不当な差別的取扱いをしてはならない」の定めに違反して公金を支出しました。差別的な取扱いの事実は次のア・イ・ウ・エ・オ・カのとおりです。

- ア 伊賀市公共施設最適化計画に違反した差別的で詐欺的行為

伊賀市公共施設最適化計画では「必要な機能」を有する施設をなくさないことは、先に提出した「伊賀市職員措置請求書」の4ページから5ページにかけて述べたとおりです。また、青山保健センターは「必要な機能」を有する施設であることは、サウンディング調査でも明らかにされたことも、事実証明書⑩の1・⑪の2で明らかにしたとおりです。

伊賀市公共施設最適化計画では、「必要な機能」を有する施設は、複合施設に機能が集約されるか機能が移転される対象施設になり得ても、他に代替施設がないのに、行政が運営主体を放棄して、貸付や譲渡に処しないことは明白なことです。

そうであるのに、青山保健センターの利用実態が無視され、利用者の意見は踏まえられず、伊賀市公共施設最適化計画に違反して青山保健センターを貸付・譲渡の対象施設とすることは差別的な取扱いであり、このための公金支出は違法です。

そうであるのに、請願第22号を理由にして、「民間の利活用」の調査と公募型プロポーザルを進めるために公金を支出することは矛盾した行為であり請求人を含む請願者に対する詐欺的行為です。

イ 改修費を理由として貸付・譲渡に処される差別的な取扱い

公共施設最適化計画では、青山保健センターの改修費が2億7千万円を要するとされ、この改修費を理由に閉鎖され民間の利活用に処されようとなりました。

しかし、青山保健センターと同じ健康・福祉事業を実施している他の施設は、2億7千万円以上の改修費を要するとされていますが閉鎖されずに行政が運営の主体となって継続されています。

公共施設最適化計画に記された同様の保健・福祉センターの改修費は次のとおりです。

○いがまち保健福祉センター	改修費7億1千万円
○ふるさと会館いが（ホール機能の廃止）	改修費7億1千万円
○青山ホール	改修費5億6千万円
○阿山保健福祉センター	改修費5億8千万円
○あやま文化センター（ホール機能の廃止）	改修費3億6千万円
○大山田福祉センター	改修費1億6千万円
○山田診療所（大山田保健センター）	改修費2億1千万円

以上の改修費の状況を鑑みますと、青山保健センターの改修費2億7千万円を理由に行政の運営が放棄されて、民間に貸付・譲渡に処されることは差別的な取扱いです。

ウ 老朽化を理由に民間に貸付・譲渡に処される差別的取扱い

2004年に建設された青山保健センターのプールは、経年劣化が理由で閉鎖されたが、一方で、2004年以前に建設された施設として、1978年（島ヶ原支所）、1992年（山田診療所（大山田保健センター））、1994年（ふるさと会館いが）、1997年（いがまち保健福祉センター）、1999年（阿山保健福祉センター）、2001年（大山田公民館）、2003年（大山田福祉センター）がありますが、これらの施設は、経年劣化が見込まれても民間に貸付・譲渡はされておらず、閉鎖されることなく継続されています。

このとき、青山保健センターだけが老朽化を理由に民間に運営を移譲し、他の施設は伊賀市が運営の主体として継続とされるのは、地方自治法第244条第3項の差別的な取扱いの禁止に違反します。

エ 不公平な言説とフェイクから始まった民間の利活用調査は違法

客観的公平性を欠いた恣意的なデータに基づいて「1人10万円かかっている。」という不公平な主張と、「他の同等の施設と比べると破格の経費を投じています。」というフェイクが公職の立場の市長から堂々と公言されました（2023年12月11日の岡本栄前市長の議会答弁、事実証明書⑥）。

「他の同等の施設と比べると破格の経費を投じています。」と公言したことがフェイクであったことは、伊賀市自身が2024年4月24日付け伊健

推第 61 号で「市内にプールを有した同等の保健センターは、他にありませんので算出することはできません」と回答されたとおりです（事実証明書⑦の 1・⑦の 2）。

しかし、この回答が、これまた虚偽であったことは、伊賀市がホームページで公表している「事務事業成果報告書兼各種決算に係る主要施策の成果報告書」（事実証明書⑧の 1・⑧の 2・⑧の 3）が示すように、一人当たりのコストが公表されていることから明らかなおりです。

このようなフェイクで、青山保健センターの利用者の心を傷つけて、そのうえに、利用実態を無視し、市場原理の働く領域でないのに民間の利活用と称して公金が支出されたことは差別的詐欺的取扱いです。

オ 障がい児の人権も対等に尊重されなければなりません

2025 年 2 月 18 日の伊賀市議会全員協議会において、議員から民営化が決定された施設について、ホームページで民間業者の運営を募集していながら、それを取りやめて公営とされた事例をあげて、青山保健センターの運営における市の関与についての質問が出されました（別紙、事実証明書⑭ 議員全員協議会会議録）。

一旦、民営化を決定した施設を、公営に戻さなければならないという義務はないのに、青山保健センターは公営にする義務はないという理由で休止する稲森稔尚市長の対応はダブルスタンダードで差別的な取扱いです。障がい児の人権も保育園児の人権も同等に尊重されるべきであることは普遍的なことです。

カ 公共施設最適化計画の再検討から除外の公金支出は差別的な取扱い

他の施設については、公共施設最適化計画の見直しが検討されているのに、青山保健センターをその再検討の俎上に載せず、青山保健センターをスポーツ振興の施設という事実と異なる認定（別紙、事実証明書⑭）をして、公共施設最適化計画の見直しの検討から排除し、行政の運営の継続を放棄し、貸付・譲渡するために公金を支出することは差別的な取扱いです。

事実証明書書類（添付書類）

⑭ 令和 7 年 2 月 18 日議員全員協議会会議録（一部抜粋）

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

法第 242 条第 1 項において住民監査請求の対象となるのは、普通地方公共団体の長又は職員等の違法若しくは不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行、④債務その他の義務の負担（いずれも当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合

を含む。)) 及び違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実である。

そのうえで、改めて請求内容を確認すると、請求人は、青山保健センター（以下「本件センター」という。）の民間への貸付・譲渡を前提とした利活用方法の検討を行うこととした市長の判断が、伊賀市公共施設最適化計画（以下「本件計画」という。）、伊賀市自治基本条例第15条及び第44条に違反するものであり、その違法な行為を原因として支出された本件センターの利活用のための可能性検討業務（サウンディング調査（以下「本件サウンディング調査」という。））委託料と本件センター利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会の報酬及び旅費を支出したことは地方財政法（以下「地財法」という。）第4条及び第8条に違反しており、ひいては法第244条第3項に違反する行為であるとして、市長に返還を求めていると捉えた。

すなわち、本件請求において、請求人は本件センターの利活用可能性検討にかかる一連の行為（非財務会計行為）に違法・不当性があると主張し、それゆえに委託料、報酬及び旅費の支出（財務会計行為）が違法・不当となる旨を述べているものと解される。

しかしながら、前述のとおり、住民監査請求で財務会計行為そのものではなく、財務会計行為の前提ないし原因たる地方公共団体の事務も監査対象とすることができるのであれば、地方公共団体の事務で契約の締結や公金の支出を伴わない事務はほとんど存在しないことから、これらと結び付けて構成しさえすれば、住民監査請求を用いて地方公共団体の行政活動のほとんどすべてで違法・不当を問うことができることになりかねない。

したがって、「先行行為（非財務会計行為）の違法・不当が、後行行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてされた職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である。（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決）」との判例を踏まえた上で、本件センター利活用の可能性検討に係る一連の行為について著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法・不当が存する場合に当たるか、その原因行為を前提としてされた財務会計上の行為自体が財務会計法規上の義務に違反しているかについて検討することとし、請求書及び補正書に基づき、次の事項を監査対象とした。

- (1) 本件センターの今後の運営の在り方について、民間への貸付・譲渡を前提とした利活用方法の検討を行うこととした市長の判断について
- (2) 本件サウンディング調査業務の委託料支出について

(3) 本件センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会報酬及び旅費支出について

なお、請求人が求める措置のうち、「②市長に障がい者と障がい児に対する差別行政をやめることを求める。③市長が公言したことは誠実に履行することと、言行不一致な行政執行することがないようにするため、市長に伊賀市自治基本条例第 44 条（市長の責務）『市長は、市民の負託に応え、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。』を遵守することを求める。」ことは、財務会計上の行為及び怠る事実のいずれにも当たらないから不適當である。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 23 日に請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人から請求を補足する陳述書と新たな証拠の提出があった。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 本件センターの施設の所有の目的に違反した財産処分をするために、公金を支出したこと

地財法第 8 条では、財産の管理及び運用について、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されています。

ここで、本件センターの施設の設置目的は、稲森市長が言う「スポーツ振興」のための施設（事実証明書⑭）ではなく、案内パンフレットに記されたとおり、健康と保健に資する施設で、そのため利用者の 80%は高齢者、身体障がい者、心身障がい児です。

ところが、稲森市長は、地財法第 8 条の「所有の目的」に違反して、本件計画に定められた利用者の意見を踏まえることもなく、必要な機能はなくさないというルールにも違反し、行政の運営を放棄するために「民間の利活用」と称して、違法に公金を支出しました。

(2) 本件センターの利活用のための公金支出は必要としない

地財法第 4 条では、予算の執行について、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定されています。

本件サウンディング調査の結果報告である「青山保健センターにおけるサウンディング調査の報告と今後の方向性」（別紙、事実証明書⑮）には、「令和 6 年 3 月 22 日の本会議において採択された請願第 22 号『青山保健センター運動施

設の資産を行政財産として保有してプールを含む運動施設の継続について』を考慮し、青山保健センターの運動施設機能が民間による貸付・譲渡による運営が可能であるか等を検討するためのサウンディング調査を実施しました。」と明記されています。請願が採択されたことを「考慮し」としながら、請願と全く逆のことに公金を支出することは、不必要な公金の支出であるだけでなく、請願した市民に対する背信行為であり、議会の信用と品位をも損なう行為です。本調査により、本件センターは、市場原理が働く領域に該当しない施設であること、興味を持っている市民だけの施設ではないこと、高齢者社会を迎えるにあたり、今後ますます行政の関与が必要な施設であることも明らかにされました。

また、2026年2月5日に稲森市長出席のものとして開催された、「青山保健センターの今後のことについて（お知らせ）」と称する説明会では、出席者から利用者の心身への効果があったことや施設利用ができなくなったあとの弊害などの実態が報告されました。また、本件センターより改修費が高く見込まれているものや築年数の長い他の保健福祉施設が継続されているという不公平さを指摘しているにもかかわらず、市からは何ら合理的な説明はなされず、誰一人として納得できるものではなく、市の方針を一方向的に押し付ける場でしかありませんでした。

(3) 稲森市長が公約されていたことなどを無視する事実

稲森市長の不公平な行政執行を示す新たな証拠として、事実証明書⑩を提出します。稲森市長は、本件計画においてホール機能が廃止とされている阿山文化センターの再開を検討するとしたことや一部保育所について、既に実施することが決定されていた民営化のための公募を取り消し、市の運営を継続することとしました。保育園児が大事にされることは必要なことですが、障がい児の療育教育は義務がないから施設を残す必要がないと判断することは、公平・公正の原則に違反するものです。

新たな証拠の提出（事実証明書類）

⑮ 青山保健センターにおけるサウンディング調査の結果と今後の方向性について

⑯ 事実証明書⑩の提出について（新聞掲載記事「閉鎖2施設利用検討 小規模の地域型保育導入 市長方針」（2026.2.7）添付）

3 監査対象部課の事情聴取内容

本件センターを所管する健康福祉部健康推進課に弁明書をはじめ関係書類の提出を求めるとともに、令和8年3月23日に関係職員から事情を聴取した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 本件サウンディング調査については、令和6年5月21日の市議会議員全員協議会（以下「全協」という。）において今後の実施について説明し、同年6月定例会月会議において業務委託契約にかかる費用を補正予算議案として上程し、可決されている。

また、その業務委託については、地方自治法施行令及び伊賀市契約規則による競争入札での契約によるもので、支出は適法かつ妥当である。

(2) 本件センターの利活用に係る公募型プロポーザル実施については、令和7年5月23日の全協において説明し、同年7月10日に伊賀市告示第244号で「青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」を告示した。同月29日に第1回、同年11月12日に第2回審査委員会を開催し、委員会の委員等の報酬に関する規則及び伊賀市職員等の旅費に関する条例施行規則により、委員への報酬と旅費を支出したもので、支出は適法かつ妥当である。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって監査を行った結果、事実関係は次のとおりである。

(1) 本件センターは、市が平成27年3月に策定した本件計画において、青山地域における公共施設の一部機能を、建替えを予定する青山支所庁舎に統合することとなっている。本件計画では、本件センターの有する保健機能は青山支所に統合した上、建物は、将来的に貸付・譲渡などの対象となることが示されている。

(2) 市が開催した、令和5年度末で本件センターを閉鎖することについての住民説明会等は、次のとおりである。

開催日時	内 容
令和5年3月17日	場所：青山複合施設アオーネ 事項：青山住民自治協議会会長連絡会議 出席：記録なし 内容：青山保健センターの公共公益施設最適化計画に基づく今後の利活用について説明
令和5年5月29日	場所：青山複合施設アオーネ 事項：青山住民自治協議会会長連絡会議（第1回） 出席：各地区代表6名 内容：青山保健センターを令和5年度末で閉鎖することなどについて説明

令和5年6月8日	場所：青山保健センター運動施設 事項：利用者説明会（第1回） 出席：32名（うち運動施設スタッフ6名） 内容：青山保健センターを令和5年度末で閉鎖することなどについて説明
令和5年7月7日	場所：ごごみのひろば 出席：ごごみのひろば所長、他3名 内容：青山保健センターを令和5年度末で閉鎖することなどについて説明
令和5年9月20日	場所：青山複合施設アオーネ 事項：青山住民自治協議会会長連絡会議（第2回） 出席：各地区代表6名 内容：青山保健センターに係る代替え案等について説明
令和5年10月3日	場所：青山福祉センターホール 事項：市民説明会 出席：20名（うちスタッフ2名） 内容：青山保健センターに係る代替え案等について説明
令和5年11月7日	場所：青山保健センター検診室 事項：利用者説明会（第2回） 出席：記録なし 内容：青山保健センターに係る代替え案（3案）でのアンケートを実施することなどを説明

(3) 市は、令和5年5月23日から本件センターを休館する旨のお知らせを掲示するなどして周知を行い、住民説明会等を開催する中で、同年11月9日から同月18日までの間、利用者を対象にアンケートを実施した。運動施設のうち比較的利用者が多く、アンケート結果で意見の多かったフィットネス器具の使用と教室のみの利用を継続させるため、施設の廃止を一年延長し、令和6年度は暫定的に運営を継続することとした。

(4) 市は、同年11月20日付で、本件センターのプールについて令和6年3月末をもって利用を休止する旨の決裁を行った。その理由は、施設の供用開始から20年が経過し、機械設備等の耐用年数の経過や老朽化により、令和4年度以降は天井タイルの落下やボイラー破損による警報装置の誤作動など、利用者の危険を伴う故障が発生している状況であること、今後の修繕のための予算確保が困難であることとしている。

(5) 令和6年3月22日、請求人を共同代表として、請願書「青山保健センター運

動施設の資産を行政財産として保有してプールを含む運動施設の継続について」が市議会において、全会一致で採択された。

同日、市は、本件センター及び青山支所において、本件プールを同月 31 日に閉鎖する旨のお知らせを掲示するとともに、市のホームページにも掲載した。

(6) 本件サウンディング調査の実施について、市は、同年 4 月 17 日のファシリティマネジメント推進会議、同年 5 月 7 日の総合政策会議を経て、同月 21 日の全協で説明を行った。その費用について、同年の市議会定例会 6 月定例会で補正予算 3,520 千円を要求し、同月 26 日に可決された。

(7) 同年 8 月 6 日、本件サウンディング調査業務委託にかかり指名競争入札において、(株)東京商工リサーチが 2,599,000 円（税抜）で落札し、同月 7 日に業務委託契約を締結した。同社は、同年 10 月から調査を実施、同年 12 月 27 日に調査を完了し、同日付で、その成果物として青山保健センター利活用に関する意向調査結果報告書が提出された。市は、令和 7 年 1 月 31 日に、業務委託料として 2,858,900 円（税込）を同社に支払った。

市は、同年 2 月 18 日の全協において、本件サウンディング調査の結果を報告するとともに、民間による利活用の可能性を検討する期間として、プールを除く運動施設の運営をさらに一年継続し、令和 8 年 3 月末まで延長することを報告した。

(8) 市は、本件センターの利活用に係る公募型プロポーザル実施について、令和 7 年 5 月 23 日の全協において説明を行った後、同年 7 月 10 日に「青山保健センターの利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」を設置した。本委員会の委員は、6 人で組織されている。

同年 7 月 29 日の第 1 回審査委員会において実施要項を決定し、同年 8 月 25 日から同年 10 月 24 日までの間、ホームページに実施要項を掲載するほか、ダイレクトメールで事業者に周知するなど参加者を公募したが、結果は、希望者なしであった。同年 11 月 12 日の第 2 回審査委員会において、公募型プロポーザルを終了することを決定し、同月 28 日の全協で報告した。

(9) 市は、同年 12 月 17 日に審査委員会委員の委員 6 名のうち、市健康福祉部長及び同財務部長を除く 4 名に対し、2 回分の報酬 48,000 円（6,000 円／回）と旅費 3,256 円（37 円／km）を支払った。

(10) 市は、令和 8 年 1 月 20 日の全協において、同年 3 月末をもって本件センターを全館休止とすることを報告した。

2 判 断

事実関係の確認を経て、改めて監査対象とした事項について、次のとおり判断するが、その前段として、請求人が本件財務会計上の行為について、財務会計法規である地財法第4条及び第8条の各規定に違反している旨主張していることについて、まずは、この点に係る監査委員の考え方を述べる。

平成17年7月27日大阪高等裁判所判決では、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決）」と判示されている。

そうすると、「第2 監査の実施、1 監査対象事項」で述べた「先行行為（非財務会計行為）の違法・不当が、後行行為（財務会計行為）に継承されることとなるのは、当該財務会計行為の前提ないし原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、その原因行為を前提としてされた職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られる。」との判例も踏まえ、本件センターの利活用方法の検討業務にかかる一連の行為について、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するほどの違法事由があるか、公金の支出が違法若しくは不当なものであるかについて、次のとおり判断した。

- (1) 本件センターの今後の運営の在り方について、民間への貸付・譲渡を前提とした利活用方法の検討を行うこととした市長の判断について

請求人は、本件計画のルールに違反して本件サウンディング調査に公金を支出したとの訴えである。

本件計画は、「伊賀市公共施設最適化方針」の考えに基づき、市が、将来的な財政破綻や行政サービスの低下を防ぐとともに、次世代への負担の先送

りを避けるため、①他自治体と比較して適正な規模、②将来の人口減少に応じた規模、③財政状況から持続可能な規模、の3つを満たす適正な保有量を実現するための、より具体的な取組みにつなげていくための実行計画として策定されたものであり、市の公共施設にかかる施策の基本原則となるものである。

調べてみれば、本件計画において、本件センターは、青山支所（複合施設）に本件センターの一部機能を集約した後、それ以外の機能について廃止し、建物は民間へ貸付または譲渡することとなっている。

ところで、青山保健センターの設置及び管理に関する条例では、「市民一人ひとりが心身ともに健康で安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進し、健康の保持及び増進を図るため」と設置目的を規定しているが、請求人は、本件センターを「高齢者、障がい者及び障がい児のための施設」として位置付けて主張している。

この点、請求人は、100人が何の不自由がなくとも一人が困る社会であるなら、一人が困らない社会を作る必要があり、条例に規定がなくても、実際に高齢者や障がい者等の利用が多いという実態を鑑み、民間施設では代用のきかない機能を有する施設であり、行政の関与が必要な施設であるとの考えである。それゆえ、請求人らが提出した請願書「青山保健センター運動施設の資産を行政財産として保有してプールを含む運動施設の継続について」において、あえて“行政財産として保有する”ことを強調したと述べており、請求人は、市が民間への貸付・譲渡を前提として本件サウンディング調査を実施したことについて、本請願と真逆のことを行っていると主張している。

一方、市は、本件計画に基づき本件センターを令和5年度末に廃止し、令和6年度に民間への貸付・譲渡を行うこととして、令和5年3月から住民自治協議会や施設利用者への説明会を開始した。その中で、「1 事実関係の確認 (3)」のとおり、施設利用者へのアンケート結果を考慮して施設の廃止を一年間延長し、本件サウンディング調査を実施した。そして、この調査結果を受けて、本件センターのプールを含む運動施設のいずれかを活用して、健康増進のための運営を行うことを貸付の条件とすることで、健康増進施設としての一部機能を存続させるために公募型プロポーザルを実施したことは、アンケート結果や請求人らの請願書を考慮したものであると解せられる。

次に、請求人が求める本件センターを“行政財産”として存続させることについてである。

この点、市は、本件センターの行政財産としての機能を廃止しようとする本件計画に基づいて事務を執行している。本件センターのプールの利用休止を決定した令和5年11月20日決裁の起案文書において、天井タイルの破損により一部立ち入り禁止区間があることやボイラー破損による不具合などが

確認され、利用者の安全性が損なわれていることが認められる。また、令和4年度に実施した修繕状況（温水器部品取替ほか6箇所の修繕料、合計887,040円を支出）や経年劣化によりボイラー等設備全体の取替えが必要となることなどを考慮すると、本件センターを維持存続させるために、市が民間への貸付・譲渡を前提として検討することは、将来的な財政負担リスクを回避し、健全な財政運営を行おうとするものであると解せられ、合理的理由がないと判断することはできない。

よって、市長の判断が著しく合理性を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものとは認められない。

(2) 本件サウンディング調査業務の委託料支出について

本件サウンディング調査を実施するにあたっては、庁内会議であるファシリティマネジメント推進会議、総合政策会議を経て、令和6年5月21日の全協で説明を行い、同年6月定例会月会議において補正予算が可決されている。

その後の入札、契約及び委託料の支出に関する財務会計事務は、法第234条第1項及び第2項、同法施行令第167条及び伊賀市契約規則にのっとり行われたものであり、本件委託料の支出は、適正な予算の執行であると認められる。

(3) 本件センター利活用に係る公募型プロポーザル審査委員会報酬及び旅費支出について

本委員会は、本件サウンディング調査結果報告書での「調査結果からの考察、今後の方向性」から検討を行い、施設全体の活用方法において、「伊賀地区医療福祉事業会社」が高い関心を示していること、特に「運動施設（フィットネスルームや歩行訓練用温水プール）」などの利用に対して事業者の関心が集まっていることに注目し、プロポーザルの募集条件を一定緩和することで、民間利活用のプロポーザル実施の検討をさらに進めることとしたものである。

本委員会は、令和7年7月29日、同年11月12日の2回開催されている。委員6名のうち、市健康福祉部長等を除く委員4名に対する報酬の支出は、委員会の委員等の報酬に関する規則に、旅費の支出は、伊賀市職員等の旅費に関する条例施行規則に、それぞれののっとり行われたものであり、本件報酬及び旅費の支出は、適正な予算の執行であると認められる。

(4) 法第244条第3項違反との点について

本件請求の補正において、請求人は、地財法第4条及び第8条違反として法第244条第3項に違反した支出は財務会計法規上の違法であると主張している。

地財法の各条についての考え方は先に述べたとおりであるが、法第244条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。

これは、公の施設の適正な利用を確保しようとするものであって、一般的には、公の施設を利用させるにあたり、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限し、あるいは使用料を減額する等が不当な差別的取扱いに該当するとされているもので、施設そのものの運営の在り方を検討することについて、市が所管する他の公共施設と異なる取扱いをしたことをもって同法に違反するというものでない。

よって、請求人が本条文を財務会計法規上違法であることの理由として、地財法第4条及び第8条に違反し不当な差別的取扱いをしたという請求人の主張には理由がない。

(5) 伊賀市自治基本条例について

請求人は、本件センターについて、民間への貸付・譲渡を前提とした利活用方法の検討を行うこととした市長の判断は、伊賀市自治基本条例第15条（計画策定における市民参加の原則）及び第44条（市長の責務）に違反した行為であると主張している。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の防止や是正、損害の補填等の措置を請求できるものである。

これを本件についてみると、伊賀市自治基本条例においては財務会計上の行為に係る規定はされていないため、本条例に違反することをもって住民監査請求をする理由にはならない。

以上のとおり、前述の判例を踏まえ、これらの支出の先行行為となる本件センターの民間への貸付・譲渡を前提として利活用方法の検討を行うこととしたことは、請求人が主張する公平・公正に違反するものと判断することはできず、市長の判断が著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

そして、その原因行為を前提としてなされた財務会計行為自体についても財務会計法規上の義務に違反してのものではないことから、措置を必要とするものとは認められない。

3 結 論

よって、請求人の主張には、いずれも理由がないものと判断し、本件請求のうち、本件委託料、報酬及び旅費の支出にかかる返還請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。